

## Ⅶ 計画の推進に向けて

### 1 相談体制・情報提供

高齢者やその家族の生活を支えるための相談窓口として、地域の身近な窓口となる地域包括支援センターや市の高齢者・介護総合相談窓口などでさまざまな相談に応じているほか、福祉サービスの利用者やその家族などからの苦情等の相談については、公平な立場で解決に導く福祉サービス苦情処理制度を設置しており、これらの窓口の周知と適切かつ迅速な対応に努めます。

また、介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどについて、パンフレットや市の広報紙、ホームページなどを通じて広く周知を図ります。

### 2 関係機関・団体とのネットワークの構築

要介護高齢者やひとり暮らしなどで日常生活に不安を持っている高齢者が、住み慣れた地域のなかで、安心して自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係機関・団体や地域で活動する民生委員や町会などとのネットワークを充実していくとともに、地域福祉推進の中核的組織であり、福祉ボランティアの育成等に取り組んでいる社会福祉協議会等との連携を図ります。

### 3 計画の進行・管理

本計画の推進にあたっては、毎年度、その進捗状況を点検し、「函館市福祉計画策定推進委員会」からの意見をいただき、協議経過等をホームページ等を通じて公表します。

また、高齢者に関する各協議会等を通じ、個別の施策に関しても意見をいただき、その後の施策の反映に努めます。